⑶　製品等の供給に係るプロセスの次世代化に関する事業分野 製品又はサービスの供給に係る企画、設計、資材調達、生産、物流、販売又は保守等の一連のプロセスの一部又は全部の効率化又は高度化を図るため、企業の枠を超えたデータ連携等により、製品等の供給に係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野 ⑷　快適なインフラ又はまちづくりに関する事業分野 インフラ設備の点検若しくは補修、防災対策又はまちづくり等においてデータ、人工知能、情報通信技術又はロボット等の活用により、快適な社会の創出を図るため、建設、建物若しくは設備の保守若しくは管理、防災又はまちづくりに係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野 ⑸　先端技術を活用した金融関連サービスに関する事業分野 利用者の利便性の向上、企業の資金調達力や生産性又は収益力の向上を図るため、データ、人工知能、情報通信技術等の活用により、送金、決済、資産運用又は資金調達等の金融関連サービスに係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野	
ロ　法第二十二条第二項第五号の国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野に係る特別事業再編に関して留意すべき事項は、イの事業分野に係る特別事業再編について、法第二条第十二項第二号イの関係事業者等の革新的な技術又は事業の実施の方式が、イの事業分野において有効に活用できるものであることとする。	
六　相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務及び当該商品又は役務に係る特別事業再編に関して留意すべき事項 イ　法第二十二条第二項第六号の相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務は、情報通信技術を活用する商品又は役務であって、次の⑴又は⑵のいずれかの特性を有していることにより相当数の事業者の事業活動に広く用いられるものとする。 ⑴　相当数の事業者の事業活動に不可欠であって、他社が供給する商品又は役務によって代替することが容易でないこと ⑵　当該商品又は役務を利用する事業者又は消費者の数が増加することに応じて当該商品又は役務を利用する事業者の便益が相当程度増進されること ロ　法第二十二条第二項第六号の相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務に係る特別事業再編に関して留意すべき事項は、イの商品又は役務に係る特別事業再編については、法第二条第十二項第二号ロの関係事業者等の経営資源を有効に活用できるものであることとする。	［新設］
七　生産性向上設備等の導入と併せて行う事業再編のための措置又は特別事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項 イ　事業再編に係る低利・長期資金調達支援制度の趣旨・目的 当該制度は、グローバル市場における激しい競争に対応するため、国内外での供給体制の構築と国内事業活動の確保による産業競争力の強化を目的として、事業者が戦略的な事業再編を行う際、民間	五　生産性向上設備等の導入と併せて行う事業再編のための措置又は特定事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項 イ　事業再編に係る低利・長期資金調達支援制度の趣旨・目的 当該制度は、グローバル市場における激しい競争に対応するため、国内外での供給体制の構築と国内事業活動の確保による産業競争力の強化を目的として、事業者が戦略的な事業再編を行う際、民間